



新型コロナウイルス感染症

令和6年4月からの変更点について

令和6年4月1日からコロナにかかる公費負担などが終了します。今後は、治療薬も1～3割の自己負担のお支払いが必要です。



感染拡大防止のため、院内では引き続き院内でのマスクの着用、体温測定、手指の消毒にご協力をお願いします。



治療薬の公費負担

○公費負担はなくなり、**治療薬の自己負担が発生します。**

コロナ治療薬の窓口負担額（5日分処方された場合の参考額）

負担割合	ゾコーバ	ラゲブリオ	パキロビッド
3割負担	約15,500円	約28,200円	約29,700円
2割負担	約10,300円	約18,800円	約19,800円
1割負担	約5,200円	約9,400円	約9,900円

※治療薬は、医師が必要と判断した場合に処方します。

※処方量等により窓口負担額は異なり、別途、診察・処置・調剤料などがかかります。

※高額療養費制度の対象となります。

発熱時の選定療養費

発熱症状で当院を受診される場合、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、発熱外来を設置し、選定療養費の対象外としていましたが、発熱外来の閉鎖に伴い、

4月1日以降、発熱症状で受診される場合も選定療養費が発生します。

※当院で継続治療中の方、紹介状などをお持ちの方は対象外です。

	選定療養費
初診	7,700円



選定療養費について

初期の治療は地域の医院、診療所（かかりつけ医）が行い、高度専門医療は病院（200床以上）で行うという外来機能の明確化及び医療機関の役割分担の推進を目的に定められた制度です。

当センターは、200床以上を有する地域医療支援病院のため、紹介状を持参されずに受診する際の「選定療養費」の徴収が義務づけられており、患者様にご負担いただいております。